

岩手県告示第 517 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。  
なお、同条第 5 項の規定により、平成 19 年 6 月 29 日から同年 7 月 27 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
大清水	当該土地改良事業計画書の写し	軽米町役場